

第2期島根県環境基本計画の概要

経緯

島根県では、条例の制定や計画の策定を行い、環境問題に対してさまざまな取り組みを行ってきました。これにより一定の成果が現れる一方で、今後ますます力を入れていくべき課題も明らかになっています。地球温暖化のような地球規模の問題も含め、今日の環境問題の多くは、人の活動が環境に大きな負荷を与えていることを一人ひとりが認識し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、県民、事業者、NPO等、行政が一体となって取り組んでいかなければなりません。こうした状況を踏まえ、持続的に発展する活力ある島根が実現できるよう新たな計画を策定することとしました。

- 平成 9年10月 「島根県環境基本条例」を制定
- 平成11年 2月 「島根県環境基本計画」を策定
- 平成18年 3月 「島根県環境基本計画」を一部見直し
- 平成23年 3月 「第2期島根県環境基本計画」を策定

計画の役割

役割1

環境の保全に関する既存の計画や指針等に対する上位計画として基本的方向を示す。

役割2

長期的な基本目標と施策の全体像を明らかにし、県民の共通認識を醸成する。

役割3

環境に関連した施策の有機的連携を促し、総合的・計画的な施策の推進を誘導する。

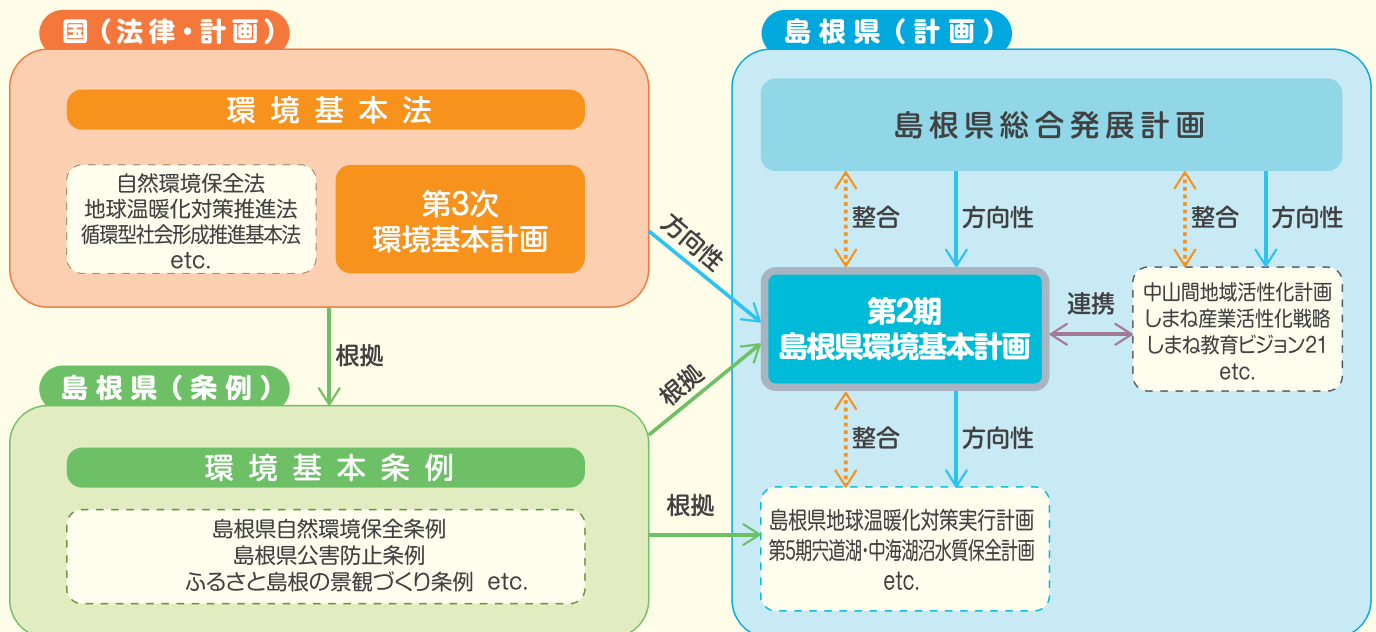
役割4

県民、事業者、NPO等、市町村の役割や取組を示し、参加を促進する。

計画期間

- 平成23年度～平成32年度（10年間）

位置づけ



※関係 [矢印] の意味

方向性：上位計画から下位計画へ方向性を示す。

根拠：法令等を根拠として策定される。

整合：上下関係にある計画間において、その内容の整合を図る。

連携：並列関係にある計画間で連携を図りながら施策等を進める。